令和2年度第1岡山県動物愛護推進協議会 議事録 (要約)

R2.7.16

議事(1)岡山県動物愛護センターの現状について

1 事務局から資料(p2~5)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

(1) 奥田委員

資料3ページの「第一種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合」及び「特定動物の種類及び許可施設数」について、令和2年3月31日現在の件数は掲載されているが、これまでの増減及び業者の形態はどうなっているのか。

(事務局)

第一種動物取扱業登録件数は、平成30年度351件、令和元年度356件で、ここ数年は350件程度で増減を繰り返している。

業種別でみると、ペットショップなどの販売業が半数を占めており、保管はペットホテル、トリミングをするときに一時的に飼い主さんから犬猫を預かるとき等が該当する。トリミング中に飼い主がその場にいるときは保管業の登録は必要ないが、飼い主がトリミング中に外出するときは、預かることになるため保管業の登録が必要になる。トリミングの登録が増加しているため保管の件数が増えている。

特定動物の数は増減はない。今回の法改正から愛玩目的で飼養することが禁止されているため、法改正前に許可を受けている動物に限り、終生飼養のため5年毎に許可を 更新していく。

(2) 春名委員

カメにマイクロチップ装着は義務付けられているのか。

(事務局)

特定動物は個体識別をする必要があるため、マイクロチップを装着するか、もしくは、 それに代わる方法となっている。

資料に記載されているワニガメにはマイクロチップは装着されていない。飼育施設に 標識を貼付して対応している施設が多い。

(春名委員)

獣医師会員がカメにマイクロチップを装着できるので、獣医師会に依頼してほしい。

(3) 奥田委員

資料5ページのドッグランの利用が増加している理由は、室内飼育が増えて放し飼いをしないなどの指導が徹底され、ドッグランの利用が増えたものか。

(事務局)

室内飼育が増えたことも一因と思われる。犬を放して運動させる場所がドッグランなどの設備でなければできないため、当センターの利用の増加につながっていると思われる。

天気が一番影響する。昨年度は動物愛護フェスティバルの時にドッグランを開放しており、天気も良かったため増加している。また、週末に天気が良い日が多いと利用も増える。

議事(2)岡山県動物愛護推進員活動について

- 1 事務局から資料(p6~7)に沿って説明。
- 2 委員意見及び事務局答弁
- (1) 奥田委員

資料6ページの推進員の活動内容について、獣医師による「行政機関等が実施する事業への協力」は具体的にはどのような事業があるのか。災害の関係か。

(春名委員)

災害は県生活衛生課と県獣医師会で協定を結んでいる。

(事務局)

動物愛護フェスティバルでは、獣医師に犬の相談などを受けていただいている。街頭 キャンペーンでは、県獣医師会役員に参加していただいている。

議事(3)岡山県動物愛護管理推進計画について

- 1 事務局から資料(p8~9)に沿って説明。
- 2 委員意見及び事務局答弁
- (1) 奥田委員

犬猫の引取数、殺処分率及び殺処分数の行政目標は達成されているが、今後の動物愛 護行政はどういったところに目標を設定していく予定なのか。

(事務局)

引取数等を現状以下に引き下げるのは困難であり、現状維持をしていくことが重要であると考えている。多頭飼育の問題及び猫の遺棄をなくすために、様々な事業を実施している。

まずは、当センターに収容される犬猫を減少させることが課題であり、昨年度から地域猫活動支援事業を実施している。地域猫活動とは、飼い主のいない猫を地域住民が住民の同意の下で、餌やりやトイレの世話をし、猫がこれ以上増えないように避妊去勢をして管理し、その猫一代の命を全うしようというものである。野良猫を減らして

いこうという事業である。

また、今年度からマイクロチップ装着事業を実施しており、当センターに収容され譲渡される犬猫の内、装着ができない子猫を除いたすべてに、マイクロチップを装着している。遺棄の防止と飼い主の意識の向上につながると考えている。

あらゆる方面からセンターに持ち込まれる動物を減らしていくよう日々頑張っている。 (奥田委員)

まだたくさんしないといけないことがありますね。

(春名委員)

日々動物を診療しているが、どうしても譲渡できない犬猫はいる。人間に慣れない犬猫がおり、骨折や高齢で飼い主が見つからないなど、ゼロは難しいが、限りなくゼロになるようお願いしたい。

議事(4)岡山県動物愛護管理推進計画の改訂について

- 1 生活衛生課から資料5で説明。
- 2 委員意見及び事務局答弁
- (1) 奥田委員

資料2ページの第1に「人と動物の共生する社会」、次頁の岡山県動物愛護管理推進計画には「人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現を目指して」とある。「共生」と「共存」について、「共存」という言葉をあえて使っているのか。根拠は何か。

(事務局)

国は当初から「共生」を使っているが、県の計画で「共存」を使用している経緯は不明である。今回の県の計画改訂では国にあわせて「共存」から「共生」に改正する予定である。

議事(5)その他

- 1 委員意見及び事務局答弁
- (1) 松本委員

新型コロナウイルスの外出自粛要請で、にわかペットブームが起きました。自粛が解除されたら、飼育放棄で保護施設へ犬猫が返されると聞いておりますが、岡山県でもこのような傾向があるでしょうか。

(事務局)

案件はない。緊急事態宣言が発令されていた期間中は、当センターでは譲渡会を中止していた。にわかペットブームに乗じて犬猫を譲渡したことはない。自粛解除後に、引取数が増えるなども今のところない。

(2) 松本委員

地域猫の進捗状況などは非公開なのか。

(事務局)

現在公開はしていないが、非公開としているのではない。本日の協議会の議事録は県ホームページで公開される。